

矯正施設「死因」隠ぺい疑惑を追う

奈良県警・留置所内 変死事件

遺体に残る皮下出血の謎
死因は本当に「急性心筋梗塞」
だったのか……？

留置所で勾留中に容疑者が死亡するというケースが全国各地で相次いでいる。まさに取り調べ中の「密室」で起こる突然の出来事だが、はたしてその死因は正しく究明されているのか。今回は、奈良県警桜井警察署の留置所で死亡したある男性の死因をめぐる問題の裁判を傍聴した。

取材・文◎柳原三佳（ノンフィクション作家）

2016年7月4日、

この日の奈良はじつとし
ても汗が噴き出すほ

どの猛暑だった。照りつ
ける太陽の下、奈良地方

裁判所の門をくぐると、
数匹の鹿たちが木陰での
んびりと草を食んでい

る。敷地内でこうした光
景が見られる裁判所は、
おそらく全国でもここだ
けだろう。

しかし、そんなど
かな風景とは裏腹に、
201号法廷は重苦しい
雰囲気に包まれていた。
被告は奈良県。傍聴席に
座る人の姿はまばらで、
この裁判がまだほとんど
世間に知られていないこ
とを感じさせた。

そもそも発端は、6
年前にさかのぼる。提訴
までの経緯については、
A氏の右ひざから下が、皮下
出血によって広範囲に黒ずん
でいたからだ。

被告は奈良県。傍聴席に
座る人の姿はまばらで、
この裁判がまだほとんど
世間に知られていないこ
とを感じさせた。

そもそも発端は、6
年前にさかのぼる。提訴
までの経緯については、
A氏の右ひざから下が、皮下
出血によって広範囲に黒ずん
でいたからだ。

しかし、遺体と対面した遺
族は大きなショックを受ける。

A氏の右ひざから下が、皮下
出血によって広範囲に黒ずん
でいたからだ。

『いつたい、この皮下出血は
何が原因でできたのか？』

『留置所内でなんらかの外傷
を負った可能性があるのでは
ないか？』

A氏の遺体は検察官によつ
て検視された後、奈良県立医
大へ運ばれ司法解剖される。

P 96の表を見てほしい。

2010年2月6日、業務

上過失致死の疑いで逮捕され
たA氏は、奈良県警桜井警察

署の留置所に勾留される。と
前10時45分に死亡が確認され
たというのだ。

ころが2月25日、朝、近隣の
病院に救急搬送されるも、午
前10時45分に死亡が確認され
たというのだ。

逮捕からわずか19日後のこ
とだった。

しかし、遺体と対面した遺
族は大きなショックを受ける。

A氏の右ひざから下が、皮下
出血によって広範囲に黒ずん
でいたからだ。

『いつたい、この皮下出血は
何が原因でできたのか？』

『留置所内でなんらかの外傷
を負った可能性があるのでは
ないか？』

A氏の遺体は検察官によつ
て検視された後、奈良県立医
大へ運ばれ司法解剖される。

実はこの裁判は現在、A氏
の死因を巡って原告側と被告
側が真っ向から対立している。

原告が協力を求めた岩手医
科大学法医学教授の出羽厚二
氏は、裁判の資料をもとに『右
下肢の広範囲の皮下出血は、
鈍体による数度の打撲・強圧
により生じたものと考える』
と判断しており、その上で『A
氏の死因は急性心筋梗塞では
なく、筋挫滅に伴い腎不全を
起こし、さらに肝不全、呼吸
不全を起こした多臓器不全で
ある』という鑑定をして意見
書を作成している。

2ヵ月後、死亡診断書に記入
された死因は『急性心筋梗塞』、
つまり『病死』と判断された。

『死因は本当に急性心筋梗塞
なのかな？』

遺族でなくとも、そのよう
な疑惑を抱くのは当然のこと
だろう。

実はこの裁判は現在、A氏
の死因を巡って原告側と被告
側が真っ向から対立している。

原告が協力を求めた岩手医
科大学法医学教授の出羽厚二
氏は、裁判の資料をもとに『右
下肢の広範囲の皮下出血は、
鈍体による数度の打撲・強圧
により生じたものと考える』
と判断しており、その上で『A
氏の死因は急性心筋梗塞では
なく、筋挫滅に伴い腎不全を
起こし、さらに肝不全、呼吸
不全を起こした多臓器不全で
ある』という鑑定をして意見
書を作成している。

ちなみに、出羽教授はかつて時津風部屋のリンチ事件で死亡した力士の解剖を行い、病死ではなく「暴行による死」であることを明らかにした経験を持つ法医学者で、本誌のインタビューにも登場いただ

いたことがある。

今回は、専門的な医学論争

についてあえて触れないが、
証人尋問を傍聴しながらもつ

とも違和感を持つたのは、A

氏の解剖を行った奈良県立医

大の羽竹勝彦教授が「検察官

からのご依頼」という言葉を使っていたことだ。また、司

法解剖時に「奈良県警の警察官、検視官、奈良地検の検察官、検察事務官らが立ち会つていた」というのだ。

もちろん、変死体の解剖に

警察の検視官が立ち会うこと

は日常的なことである。しか

し、留置所という密室の中で

被疑者が死亡するという事案

では、死者と接点を持つ当事

者は警察官と検察官しかいな

い。そのため法務省は「矯正

施設等に収容中の者が死亡し

た場合における検視等に関する取扱いおよび検視調書等関

係書類の保存について」とい

の検視官が解剖に立ち会うことは許されるのか？

出羽教授は自身の鑑定意見書の中でそうした警察や検察の対応を厳しく批判している。

『奈良県警の留置管理業務を疑われる事件について、奈良県立医大に鑑定嘱託すること

は不適切である。両者はともに県の職員で、日常の業務で

知己である。疑われるだけでも両者にとって不幸である。

この例は他県の法医学講座に

嘱託すべきであった。医療

事故の解剖例では出身大学や

所属により地元の大学を避け

て他県で解剖することは少な

くない。さらに、勾留中にAさ

せざずに必ず検察官自らが検

視を実施せよと記されている。

今後の矯正施設における死亡事例の死因究明について法曹関係者は大いに反省すべきであります」と考えざるを得ない』

『奈良県警の留置管理業務を疑われる事件について、奈良県立医大に鑑定嘱託すること

は不適切である。両者はともに県の職員で、日常の業務で

知己である。疑われるだけでも両者にとって不幸である。

この例は他県の法医学講座に

嘱託すべきであった。医療

事故の解剖例では出身大学や

所属により地元の大学を避け

て他県で解剖することは少な

くない。さらに、勾留中にAさ

せざずに必ず検察官自らが検

視を実施せよと記されている。

留置所での死亡事案は、今年に入つてからも全国各地で相次いでおり、4～7月だけでも、次のような報道がなされている。

■パンツ咥え自殺か、浦賀警察署で勾留中の容疑者死亡

3月に無錢飲食の疑いで逮

捕された69歳の男が横須賀市

の警察署の留置場で倒れてい

るのが発見され、病院へ搬送

されたが、間もなく死亡が確

認された。男は口にパンツを

咥え、その上から手で押さえ

た状態で倒れていたといい、

自殺を図ったとみられる。（4



A氏の
遺体状況

右足のすねやふくらはぎを中心、膝上～足の甲まで、黒褐色のアザがあった

（中略）本件の経過を読むと、
警察官なのだからその人達は外して調査しなさい」という

（中略）本件の経過を読むと、
警察官なのだからその人達は外して調査しなさい」という

（中略）本件の経過を読むと、
警察官なのだからその人達は外して調査しなさい」という

月2日)

■暴行容疑の62歳男 警察署内で転倒し死亡(府中)

警視庁府中署は26日、暴行容疑で逮捕された容疑者の男(62)が署内の留置場に移動する際に転倒し、壁に頭を打つて死亡したと発表した。死因は外傷性くも膜下出血とみられる。

府中警察署の佐藤堅吾副署長は「現段階で対応に問題はなかつたと考えている」とコメントした。(4月26日)

■勾留中の40代男性が死亡(青森・八戸署)

青森県警は2日、八戸署に勾留していた40代無職男性が意識を失い、搬送先の病院で死亡が確認されたと発表した。死因は不明。県警は対応に問題はなかつたと説明している。

(6月2日)

■取り調べ中に体調不良訴えられた女性容疑者、搬送先病院であるからコメントをする立

死亡(大阪府警)

大阪府警摂津署は16日、無職の女性(38)を署内で取り調べた直後、女性が体調不良を訴え、救急車で高槻市内の病院に搬送したが死亡が確認されたと発表した。(7月18日)

■勾留中死亡のタイ人は病死(鹿鳴署)

殺人などの罪で起訴された鹿鳴署に勾留中に死亡した问题是なかつたと考えている」とコメントした。(4月26日)

イ国籍の被告(36)について、水戸地検は20日、司法解剖の結果、死因は不詳と明らかにした。同地検によると、目立つた外傷がないことから病死の疑いが強いという。(7月20日)

——いずれの事案も、警察は早々に「自殺」や「事故死」「病死」などと死因を確定し、即刻「対応に問題はなかつた」とコメントしているが、先にも記したように本来警察は「被疑者」であるからコメントをする立

場はないはずである。矯正施設での死に関しては、出羽教授が指摘するようにせめて他県への協力依頼を制度化する必要があるのでないか。

ちなみに、奈良県警の留置所で亡くなったAさんは、病死と診断された後「被疑者死亡で不起訴」という処理をされている。

この裁判は現在も係争中だ。右足の、どす黒い皮下出血は何を意味しているのか? Aさんは、死亡の前日、体調不良

A氏死亡までの経緯・裁判の経過	
平成22年4月2日 甲府労災院勤務のA氏は、肝臓腫瘍の手術により患者を死亡させ、平成22年4月6日 病院内過失致死で逮捕される	
逮捕当日の夜11時頃、A氏の具合が悪化、桜井警察署から病院に向かう、診察を受ける	
※通報の前夜、A氏は口唇下出血を発症し入院。3月までリハビリを行なう	
2月7日 C病院看護師がB管部付と面談 8日 ◆桜井警察署に勾留決定 ◆B管部捕が「今後は警察で担当医師を依頼する」と医師へ連絡する	
13日 ◆井護士がA氏と接見 ◆留置担当の警察官が「A氏の右下腿のアザに気づくその後、左側脚部の打撲痕も判明」 ◆夜11時半頃、病院を受診し、CT撮影をする	
17日 弁護士が2度目の接見 18日 A氏の家族が接見 23日 A氏が取り調べ中に失禁する 24日 A氏は病院で治療を受け、その後、警察署に戻る	
25日 ◆A氏は朝7時に起床するが、7時半頃、いびきをかいて寝ていた(※) ◆不審な様子のため、7時42分に桜井警察署から救急要請。8時23分に病院へ搬送される ◆午前10時45分、A氏が死亡 ◆当日の午後、検査官が検視を実施	
26日 奈良県立医大で司法解剖を実施 4月27日 奈良県立医大の法医学教授が、検察庁に鑑定書を提出 死因は急性心筋梗塞と判断される	

平成23年9月 法医学教授が、司法解剖記録を遺族に提出	
平成25年2月 遺族が奈良地方裁判所へ民事訴訟を提起	
平成26年3月 鑑定書添付の遺体写真9枚が遺族に開示される (ただし、40枚中の9枚)	
4月 鑑定書添付の図9枚が遺族に開示される (ただし、12枚中の9枚)	

平成27年1月 第1回裁判	
(2月以降) 検視調書、鑑定書の開示	
・鑑定書添付の写真の残り31枚、図3枚の開示	
・岩手医科大学の法医学教授が意見書を提出	

平成28年8月現在 裁判は継続中

により診療を受けている。その時すでにおむつをしている状況であつたという。警察は死亡記事の記者発表の中で、

死亡記事の記者発表の中では、「急性腎不全による脱水症状と診断され、点滴や投薬を受けている」と語っているが、裁判の中では「腎不全」という言葉が消えてしまっている。もし、「急性心筋梗塞」ではなく、打撲や強圧による「筋挫滅」が死につながっていたのだとしたら……。

引き続き取材を継続していく。